

月報

1983: 8 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1983年8月号)

外人労務者に対する政策

Employment Pass 発給審査厳しくなる……………(社)日本在外企業協会)……………辻 彰一 …… 1

ネイバーフッド・ポリス・ポスト

シンガポール版「交番」制度の発足 ……………(在シンガポール日本国大使館)…若木 文男 …… 5

建築の申請IN・シンガポール …………… (S. C. Chin Associates)…………… S. C. Chin …… 10

会員紹介 …………… (日比谷総合設備(株)、日本鋼管
ライトスチール(株)、久保田鉄工(株)
ジャパンライン(株)、日本金属工業(株)
ジャパン・グリーン・ホスピタル) …… 24

理事会の動き …………… 27

1983年第1四半期のシンガポール経済動向 …………… 30

7月～8月の主な経済記事 …………… 35

資料案内 …………… 40

編集後記 …………… 42

外人労務者に対する政策

Employment Pass 発給審査厳しくなる

(社) 日本在外企業協会
シンガポール相談所
所長 辻 彰一

最近シンガポール移民局の外人労務者に対する Employment Pass 発給審査に、厳しさが加わっているので、これに関連する事情を説明しよう。

1) 厳しさを増している BACK GROUND

シンガポール商工省が公表している“1980年代の経済開発計画”によると、その目標として、“労働集約産業から、資本・技術集約産業への移行”や、“生産性の向上（年6～8%）”、“完全雇用と高技術によるよりよい賃金”等を挙げ、国全体がそれに向って最大の努力を払っている。

昨年、シンガポール政府は、労働政策の一つとして、1991年末までに、国内の外人労働者を完全に一掃し、すべての産業分野をシンガポール人の手で、カバーするとの政策を決定した。その第一段階として、今後2年間に“伝統国労働者（マレーシア労働者）と一部の例外者（建設労働者、造船労働者と家政婦などの家庭内労働者）は別として、それ以外の非伝統国（フィリッピン、スリランカ、インドネシア、タイなど）労働者2万人は、その帰国を実現するために、彼等の労働許可の更新は、認めないこととしている。

マネジメントクラスの外国人についても、上記政策の基本的な考え方に沿って、真にシンガポールに貢献できる者、逆に言えばシンガポールが真に必要としている者に限りシンガポールでの労働を認める方向に向っている模様である。また、若い外国人管理者が現地労働者の尊敬を勝ち得るに至らなかった例もあるようで、このような事情も政策運用変更の契機の一つになったと考えられる。

2) 発給に厳しさ増す

上述の様な情勢を踏まえてか、最近移民局は、Employment Pass 発給に当り、次の点を従来以上に厳しく配慮している様であるので、派遣者

人選に当つては、この点を充分考慮することが、円滑な Employment Pass の取得にとって不可欠となつている。

シンガポール政府当局では、具体的な運用基準は示していないが、このたび得られた情報では、従来の会社重視から個々人の資質に着目して、その個人がシンガポールにいかに関与できるか、シンガポール人になつて何物かを持っているかを審査することとし、次のようなガイドラインに沿つて審査が行われている模様である。

1. Good Qualification

個人の資質の判断基準として、学歴をとらえ、一応大学卒業以上の者を適格者として考える。

2. Enough Experience

単なる学歴だけでは十分な管理能力があるとは考えられず、相当な経験を有する必要があるとの考えから、最低 5 ～ 8 年の経験を要するものと考えている。

3. 上記事項の審査は主として証書によつて行うこととする。

従つて、高卒以下の社員の Employment Pass 取得は事実上相当困難で、どうしても必要な場合は、申請者は十分な技術や経験があり、現地の人では代替出来ぬことを、証書によつて充分説明することが絶対に必要となつて来ている。

以上のような事情から、Employment Pass 申請に当つては、大学卒業者であっても、最低翻訳証明書付きの戸籍謄本と卒業証明書が必要であり、場合によつては成績証明書が要求されることもある。

また、妻子の Dependent Pass 取得の場合には、婚姻又は出生を証する文書（戸籍謄本、出生証明書等）が要求されることがあるので、十分注意する必要がある。

追記

投稿後の7月31日のSTRAITS TIMESに、移民局が新ガイドラインを設定した経緯や規定が公表されたので、ここに付記することにする。

当局はこれまで、企業の外国人従業員採用に特には資格条件を明示せず、適材かどうかは雇用主の判断に任せてきた。このため、基本給（月額）1,000 Sドル以上で就職口を見つけられる者にはほとんど無条件に雇用パス（Employment Pass）が発給され、昨年の雇用パス発行は8,000件にのぼり、それまでの4年間の年平均1,000件から急激に増加した。

今回の措置は、当局がこうした急増に対処するため、雇用パス申請書の審査を強化することにしたものであり、雇用パス発行に関する新ガイドラインには、次のような規定が含まれている。

- 実務経験のない学卒者の場合は、トップクラスの優等学位（first-class or second-upper honours degrees）をもつ者、あるいは医師や歯科医など同等の資格を持つ者に限り歓迎される。
- 一般の大学卒業者（less qualified graduates）や、認定された職業資格をもち高度な技能を有する技術者の場合は、5年以上の実務経験をもたなければならない。
- 高度な技能を有する技術者でも、認定された職業資格をもたない者は、8年以上の実務経験をもたなければならない。
- 適当な高等教育資格をもたない外国人が販売や管理のようなホワイトカラー職につくことは認められない。

通産省スポークスマンは「新ガイドラインはシンガポールの外国人受け入れ政策を後退させるものではなく、雇用パスの悪用を避けるための措置にすぎない。従ってシンガポール経済の向上に貢献できる有能な外国人には引き続き寛大に雇用パスが発行される」としている。

なお、最近シンガポールの日本大使館から、これ等に関連して、次のような情報を提供されたので、併せて御参考にされたい。

1. どうしてもシンガポール人では代替できず、日本人を必要とする場合には、シンガポールの次の政府機関と相談すれば、側面的に援助して貰える可能性がある。

製造業関係 E D B

金融関係 M A S

貿易関係 T D B

2. 未確認情報ではあるが、日本の全大学を大学扱いにしていない節があったり、成績が優秀でないと認めないこともある模様である。

Seeking only the best expat workers

Guidelines and more stringent processing

THE government has stepped in to stop employers from recruiting expatriates who are not suitably qualified to work in Singapore.

New guidelines have been laid down to ensure that those granted employment passes have suitable qualifications, high skills and ample experience.

The more selective policy has been adopted because many employers here had been recruiting foreigners who do not meet these standards.

The authorities acted after they noted a sharp increase in employment passes granted. Last year, 8,000 passes were approved, compared with an annual average of 1,000 in the previous four years.

Since May, the more stringent processing of applications for employment passes had resulted in many rejections.

Talented

A Trade and Industry Ministry spokesman told The Sunday Times the new guidelines do not detract from Singapore's policy on accepting expatriates. They are being implemented only to avoid abuse.

By HSUNG BEE HWA

"Employment passes will continue to be given liberally to talented and skilled foreigners who can contribute to the general upgrading of the Singapore economy," he said.

Under the new rules:

GRADUATES with no working experience will continue to be welcomed only if they hold first-class or second-upper honours degrees or comparable qualifications such as those of doctors and dentists.

LESS QUALIFIED graduates and highly skilled industrial and construction people with recognised trade certifi-

cates must have at least five years' relevant working experience to qualify for employment passes.

OTHERS who possess industrial and construction skills but do not have recognised trade certificates must have at least eight years' relevant experience to be granted employment passes.

FOREIGNERS will not be allowed to take up white collar jobs such as those in sales and administration if they do not have acceptable tertiary qualifications.

Selective

The more selective approach was noticed by employers in recent months and several have told The Sunday Times that they have met with more rejections than usual when applying for employment passes on behalf of prospective employees.

A meeting was called by the Economic Development Board about two weeks ago to explain the new policy to employers.

Before May, employment passes were more easily obtained by foreigners if they could secure work in Singapore at a basic monthly salary of at least \$1,000.

Rules relating to qualifications and expertise were not clearly spelt out

as the government had hoped employers would exercise discretion in employing the right people.

Asked if there would be any exceptions to the new guidelines, the ministry official said this depended on "the reputation and quality of the employers... but such exceptions will be rare."

There will not be a lowering of entry requirements even in fields where manpower in Singapore is currently insufficient such as computer professionals and electrical/electronics engineers.

In this way, it is hoped that employers will actively seek those who are well-qualified to cover any temporary shortages of particular skills.

(From Straits Times, 31/7/1983)

ネイバーフッド・ポリス・ポスト シンガポール版「交番」制度の発足

在シンガポール日本国大使館
一等書記官 若木 文男

「本当に頼れる友達、ネイバーフッド・ポリス・ポストの巡査さん。」のキャッチ・フレーズと親しみ易い漫画のイラスト入りのリーフレットが、6月3日の朝9時半過ぎ、シテイの北東寄りにあるシンガポールでも有数のマンモス団地、トア・パヨの一角に設けられた「第1号NPP開所式」に到着する招待客1人ずつに手渡された。

日本では、明治以来100年の歴史を持つ「交番」が、当地シンガポールに「輸入」された。地域社会と密接な連携の下に、防犯活動等に実績を持つわが国の「交番」制度をシンガポールにも採り入れたいとするシンガポール政府がわが国に技術協力の要請を出し、1981年から、日本への調査団の派遣、わが国からは国際協力事業団派遣の専門家による当地での助言と指導とが行われてきたところ、トア・パヨ警察署管内で6箇所のNPPが、6月1日より業務を開始し、6月3日、わが国から警察庁鈴木貞敏次長らの招待客参列の下、開所式がおごそかに行われた。シンガポール政府、主催者側からは、担当大臣のチュア・シアン・チン内務大臣、ゴー・ヨン・ホン警察庁長官ら内務省・警察庁の関係者が出席した。このほか、地区選出の国会議員ら地域関係者、地元住民も多数参列した。

冒頭、チュア内務大臣が挨拶し、引き続き同大臣の手によって、開幕式が行われて、開所式はおひらきとなった。

内務大臣の挨拶は、概略以下のとおりであったが、シンガポールへの「交番」導入の背景、今後の計画等が明らかにされているので紹介してみたい。

「本日はポリス・デーであります。この日が、ここキー・ボン選挙区において第1号ネイバーフッド・ポリス・ポスト（N P P）の開所とともにシンガポールにおけるN P Pシステム発足のおめでたい日として選ばれました。シンガポール警察史上、重大にして意義ある出来事であります。

1983年6月3日は、警察の原理と方法に基本的変化のとり入れられた日として記憶に残ることであらしょう。

キー・ボンN P Pの他に、トア・パヨ警察署管内では7つのN P Pが、この6月から開設されます。これによってN P Pシステム実施上の第1段階が達成されるわけであります。今後1年間N P Pシステムの実施に綿密な注意が払われ、組織上、操作上の問題点が吟味されます。必要ならば、この計画を他の警察署に拡大する前に修正が加えられることになります。

来年は、アン・モ・キオとジュロン の2つの警察署管内でN P Pシステムを実施することを計画しています。この2つの警察署の管轄は1984年までに選挙区と一致するよう改めて境界を定めることとします。合計10のN P Pがこの2つの警察署管内のH D B団地内に建設されます。来るべき5年以内に毎年約10箇所のN P Pを建設することによって、他の全ての警察署にも（このシステムを）及ぼすことを計画しています。要するに、シンガポール全体で91のN P Pがひとつのネットワークを形成するわけです。91のN P Pには、1992年までに開発予定のH D Bニュー・タウン内に建設されるものも含まれています。

N P Pシステム実施の速度と方向は、多くの要因と制約によって決まります。先ず第1には、警察の人的制約があげられます。各N P Pには、平均30人の職員が必要であり、4000人の職員を採用しなくてはならないであらしょう。全体の減耗率3ないし5パーセントとして、年々700ないし800人の職員を採用できたとしても、ようやく毎年10のN P Pを設置できるにすぎません。しかし、今年は給与表の改善があつて、これまでに400人の職員を採用することができました。

N P Pシステムが実施される以前に、警察署の管轄再区分と新しい署の設立が必要であります。次には、旧警察本部を移し、住民の新しいセンター

として役立つ新しい警察本部の建設予定に依存します。HDBニュー・タウン開発のペースにもかかっています。建設中のニュー・タウンのある選挙区では、ニュー・タウン完成までNPPは設置されないでいきましょう。

今や我が住民の70パーセント以上が公共高層団地に住んでいるので、大規模公共団地を持つ選挙区にNPPを優先的に建設することとしました。旧来の警備方法は高層建築、特に高層住宅には不適當であり、効果が薄いのであります。今まで、垂直的警備を試みてみました。しかし、うまくいきませんでした。これは、パトロールに当たって、住民と警察官との相互活動がほとんどなかったからであります。それが効果的なものとなるためには、住民にその重要性を承知してもらうに足る数の高層街区を包含しなくてはなりません。毎日のパトロールでは物理的に困難でありました。

警備の哲学とシステムの基本的な変化が絶対不可欠であると決断させたのは、シンガポールの変化した社会環境はもちろん、高層アパート及び高層建造物警備に問題があったからであります。よりよく教育された住民がいるのですから、権利を主張し、警察により多くのサービスを求めることは十分考えられることであります。同時に市民としての義務をより自覚し隣人の安寧を確保するため警察との協力にもその役割を果たしてくれるであります。

しかし、地域指向の警備哲学とシステムへの意義深い一歩が突然採り入れられたのではないことを指摘しなくてはなりません。事実、過去2年間警察と住民、特にHDBの隣組の中の“草の根”組織との間における緊密な関係と協力とを進めるために、注意深い準備が行われてきたのであります。これは、国家犯罪防止協議会、ネイバーフッド・ウォッチ・グループ(NWG)及び少年団の編成を通じて行われました。警察官には住民委員会に参加し、NWGの編成の先頭に立つように督励してきました。

我々は、日本の交番システムをわが国の環境と要請に適合するように手を加えてNPPシステムを作り出したのであります。日本が犯罪率の上昇抑制に成功している、およそ唯一の工業国であることから、日本にモデルを求めたのであります。日本は、完璧な信頼の上に基づく交番システムに

よって作り上げられた優秀な警察と地域との関係、協力によって犯罪率上昇抑制を達成したのであります。結果的に、日本の住民は進んで情報を提供し、近隣で起きた犯罪の証人を申し出ることをためらわなくなりました。交番警察によって逮捕された犯人の90パーセント以上の者が罪を認め、刑罰を受けるのは、文化的特性を含む他の何物でもなく、この決定的な要因によるのであります。

我々のNPP成功の鍵は、隣組におけるNPP職員と住民との間の完全な一致と信頼とを築くことにあります。しかし、これが達成されうる前にNPP職員と住民との間の親密で有意な相互活動がなければなりません。NPP職員は、(日本の)交番システムで行われているように、各家庭を訪問して、先ず、全ての住民を知るようにならなければなりません。各戸、最低年2回は訪問することとしましょう。この方法によってのみ、各住民はNPP職員を友人として知るようになれるのです。住民に語り掛け、耳を傾けることによって、警察官は近隣の諸問題についてよりよく認識することになります。住民の方では、必要な際に、如何にして、どこで、警察に援助を求めればよいかを知るようになります。

NPP職員は、以前警察官が行ってきたことと比べて、遥かに広汎な役割を果たさなくてはなりません。それ故に、職員達は、特に選ばれて、任務のための訓練を警察学校で受けてきました。私は職員達が課題にうまく対処し、いい仕事をするものと確信しております。

私は住民がNPPシステム成功のために、職員同様重要な役割を持つていることを強調しなくてはなりません。警察一人では、犯罪にうまく対処することができません。住民の助力と協力とを求めています。犯罪を目撃した住民が進んで情報を提供しなければ、警察の捜査は大いに妨げられるでしょう。無知や無関心がはびこる時にのみ、犯罪もはびこります。しかし、ここ2、3年、犯罪防止活動、特に、ネイバーフッド・ウォッチ・スキームのための“草の根”組織の活発な取り組みの結果、NPPシステム成功を確かなものにするHDB隣組における住民精神の確立をみております。

しかし、我々にとって、住民に対して、新しい警備システムとは何であり、どの様に機能し、どの様な支援をすることができるか、それから得られる便益は、といったことを説明してくれる“草の根”組織の指導者の方々の積極的な援助を必要とするでしょう。指導者の方々は、住民からの反応について有益なフィードバックをしていただければと思います。

私は、住民とともに、市民相談委員会、運営委員会及び住民委員会の支援の下、N P Pシステムの成功を確信しています。

ここに、キー・ボンN P Pの開所を公式に宣言することは、私にとって、大いなる喜びであります。」

(注：上記、チュア内務大臣のスピーチ要旨は、筆者が当面の御了解を得て原文より翻訳したものであって、もし誤りがあれば、引用した筆者の責任である。)



建築の申請 イン シンガポール

S. G CHIN ASSOCIATES

MR. S. G. Chin

ひとつの建物を計画して完成する為には、建築家を含め、いろいろな人達が、それに関係しながら完成に至ります。いつも大切に思うことがあります。それは、綿密な計画を立てる事と、詳細を明確にするということです。

皆さんも御存知のようにイギリスの長い植民地統治を経験したシンガポールは、法規、習慣、考え方が英国風になっています。建物に対する申請や認可、政府関係もそれに従っています。それで、建築家は長い経験と実績が必要とされていますし、それによって建主の利益を守ることが出来ます。

建物が完成する為には四つの原則があります。それは、質、実行、工事費、納期です。建築家はこれらの原則を遂行する為に建主と業者の間に立ち調整します。U. R. A (URBAN REDEVELOPMENT AUTHORITY) の入札時には、諸外国の DEVELOPER, ARCHITECT による入札が行なわれます。アメリカ、ヨーロッパ諸国、豪州、日本等が参加します。それぞれの建築家は世界的に有名な人達ばかりです。DEVELOPER は可能な限りの高額提出とともに、すぐれた作品を提出しなければなりません。この作品提出に各建築家は競争となるわけです。しかし、落札した DEVELOPER は実際の申請業務として、現地で登録された建築家に代理人として依頼しなければなりません。つまり、いかにすばらしい設計でも現地に合った法規、風習を満足していなければ建物が建たないというわけです。

建築家はどこの国でも同じことですが、この申請業務として政府関係と、DEVELOPER の間に立ち、両方に対して責任を持たなければなりません。基本設計が外国の建築家の場合、当然、現地の建築家が申請業務を行なうわけですが、両者の意見の違いや、風習の違いなどからくる様々な困難が予想されます。この建築申請に対する政府関係事項について話しましょう。

シンガポールは「弾丸小国」（鉄砲玉のように小さい意味）と言われ、国土の総面積は約 618 km² と、土地が狭い上に建設用地が限られています。しかし、御承知のように建物が、MUSHROOMING のように、そそり立つ高層ビルや、数多くの建物が建設されています。今、建設中の大きなプロジェクトは、マリーナセンター、ラッフルズシティ、これから始まる M. R. T. システム、第二期エアポートなど政府や半民間に関連するものです。政府の H. D. B (HOUSING DEVELOPMENT BOARD) U. R. A (URBAN REDEVELOPMENT AUTHORITY) J. T. C (JURONG TOWN CORPORATION) などは独自に申請業務を行なっています。直接民間に関連するので、一般的な用途別申請は、次のようになっています。

1. RESIDENTIAL DEVELOPMENT (住宅関係)

- TERRACE HOUSE, SEMI-DETACHED DWELLINGS, DETACHED HOUSE (一般住宅、長屋等)
- APARTMENT (アパート)
- CONDOMINIUM TYPE HOUSING DEVELOPMENT
(共同住宅) 種々 (プール・テニス等) な専用設備付

2. COMMERCIAL DEVELOPMENT (商業関係)

- オフィス、商店、レストラン、ホテル等

3. INDUSTRIAL/WAREHOUSE DEVELOPMENT

(工場、倉庫関係)

4. INSTITUTIONAL DEVELOPMENT (教育、文化関係)

5. RECREATIONAL DEVELOPMENT (娯楽施設関係)

6. HOSPITAL DEVELOPMENT (病院施設関係)

7. RELIGIOUS BUILDINGS (宗教関係)

8. PRIMARY PRODUCTION BUILDINGS (農産物関係)

9. CIVIC BUILDINGS (集会所施設関係)

シンガポールでは法規により、建主は必ず現地で登録されている建築家に代理人として、依頼しなければなりません。日本では一般化されているゼネコンが一本 (TURN-KEY) で請負うことがシンガポールでは出来ません。

申請の窓口は、PUBLIC WORKS DEPARTMENT (P.W.D) の DEVELOPMENT & BUILDING CONTROL DIVISION (D&B.C.D) であり、そこへ図面を提出します。尚、申請する前に、それぞれの土地所有者の ENDORSEMENT AS LANDOWNER が必要となります。たとえば、工場建設関係の土地は J. T. C か、H. D. B の認可が必要です。

では次に、1 の RESIDENTIAL DEVELOPMENT の例をとつて、一般的申請内容を説明致します。

まず建主は建物の用途に従って、ZONING (用途地区) を調べます。もし建主が建築家に依頼すれば、代理人として建築家が調べます。現在シンガポールでは 39 カ所の高級住宅地区が、MICRO-ZONING PLANS に示されています。

GOOD CLASS BUNGALOW の申請で必要な土地の最低の面積は、1400 m² 以上で、CONDOMINIUM TYPE HOUSING DEVELOPMENT では、0.405 ヘクタール以上の敷地が必要になりますので、建主は、用途に合わせて土地調査するとともに、政府の都市計画、道路拡張などのことも十分に調査しなければなりません。

TERRACE HOUSE の敷地は、150 m² 以上で、ただし、間口 6 m 以上と、奥行 25 m 以上の広さが必要です。SEMI-DETACHED DWELLING HOUSE では、300 m² 以上、間口 10 m、奥行 30 m となり、BUNGALOWS (高級住宅地区は除く) は、555 m² 以上、間口 18.5 m、奥行 30 m 以上、となっています。

以上のことから、建主は、土地を購入する前に、土地の売主より約 2 ヶ月間の OPTION を考慮しなければなりません。なぜかと言いますと、政府へこれらの審査依頼をしてから返答されるまで、約一ヶ月位期間を要するからです。(OUTLINE IN-PRINCIPLE APPROVAL 表①参照)

建主が、土地購入を完了したあとに、正式の申請業務が始まります。

(FORMAL DEVELOPMENT APPLICATION 表②参照)

建築家は、申請図を作成し提出する前に、法規ならびにその申請に対する必要条件を、十分にチェックしなければなりません。これを怠ると、何度も足を運ぶことになり、時間の無駄使いとなります。

申請 (PLANNING DEPARTMENT) に必要な図面と書類は、次の通りです。(新工場申請の例)

1. KEY PLAN (案内図) 一部
2. SITE PLAN (配置図) 十部
3. SKETCH PLAN (平面、立面、断面、屋根伏せ図) 六部
4. 床面積算出図 一部

(以上申請図面)

5. APPLICATION FOR WRITTEN PERMISSION FOR RECTION OF NEW BUILDING FORM (設計概要書) 一部
6. PLANNING STATISTIC FORM (申請書) 四部
7. PROCESSING FEE FOR DEVELOPMENT APPLICATION FORM (申請料算出書) 二部
8. APPLICATION FOR DETERMINATION OF DEVELOPMENT CHARGE FORM 一部
9. DEVELOPMENT CALCULATION FORM 一部
10. SUMMARY OF FLOOR AREA FORM 四部
11. RECEIPT OF U. R. A (CAR PARK)
12. PROCESSING FEE (申請用小切手)

(以上申請用紙)

これらの内、ひとつでも不足していると、受付されません。受付の窓口で1から12までの項目をチェックして、OKになれば、次に、S.T.O (SENIOR TECHNICAL OFFICER) が、図面の内容など、ひとつひとつチェックし「申請上問題なし」となって、初めて受付が完了し、政府の審査が始まります。この PLANNING DEPARTMENT の審査期間が内容によりますが、約二～三ヶ月位要します。

その他には、工場や倉庫申請などに適用される QUANTUM OF FLOOR SPACE (用途別床面積の割合) などがあります。(表③参照)

工場では最底60%の工場スペース、最高25%の事務所、その他15%で、倉庫では、最低60%の倉庫スペース、最高10%の事務所、その他

30%となっています。

シンガポールでは、日本で行なわれている建ぺい率のほかに、PLOT RATIO（容積率）が主に行なわれています。場所と建物の用途によって異なりますが、高層アパートの場合の総床面積は、敷地面積の200%まで、工場関係の場合は、軽工業が60%から250%まで、重工業の場合は、40%から250%とになっています。

シンガポールの申請の中で、日本には見られないものがあります。P & R（植樹に関する規定）、U. R. A（駐車場に関する規定）、P. U. B（電気、水道、ガスに関する規定）です。これらの規定は、建物を設計するにあたり、非常に重要なポイントになります。それではこれらについて少し話をしてみましょう。

- P & R（PARKS & RECREATION）

日本の新首相中曾根康弘氏御一行が、今年の五月初めに訪星の際、我々、「JUGAS」の会員（新加坡留日大学卒業生協会）の15名が、代表としてシャングリラホテルで、親善の懇談会を開催した時のことです。中曾根首相は、その席上で、シンガポールについての一番強い印象を話されました。それは、「GREEN AND CLEAN」でした。

P & Rは、シンガポールが独立して以来、長い期間、リー・クァンユ首相直系のオフィスで、業務が行なわれてきました。リー・クァンユ首相は国の内外の発展と同時に、シンガポールを「GARDEN CITY（花園の国）」に、というイメージ創りに、懸命に尽してきました。

外国から来たほとんどの訪星者は、チャンギーエアポートからシティーへ入るまで、道路の両側の緑色の木々と、色鮮かな花々で、驚かれると同時に、その美しさに、魅了されることでしょう。

以上のことから、P & Rの審査内容は、建物と植樹の関係を見ることになります。基本的な審査内容は次の通りです。

1. 申請及び現存する芝生は、緑色に着色すること
2. 敷地の四方囲いに、境界線から2mの幅で植樹スペースを設置すること

3. 駐車場の一方側に 2 m 幅の植樹スペースを設置するか、又は、3 台間隔に植樹すること尚。駐車場の床は、穴あき（35%以上、又は内外）石板を使用し、芝生を設置すること
4. 配置図に、敷地内の現存する木々、又は、敷地境界線から外部へ 5 m までの現存する木々を、測量の上配置し、木々の種類、地面に近い部分の直径を示すこと 又、撤去する場合は、いかなる理由を問わず当局の許可を得て行なうこと。（地上に近い部分が直径 1 m 以上の木の場合、赤い色で示し撤去順番を示します。）
5. 申請される植樹の種類は、当局の指定する種類から選択し、名称及びそれぞれの高さを配置図、又は、測量図上に明確に示すこと。
6. 主な道路に面する入口付近には、2 m 幅の植樹スペースの他に、必ず 1 m 幅のいけがきや、同等のものを設置すること。（主に住居に対して）
BIN CENTRE（ごみ置場）、SUB-STATION（変電所）SEPTIC TANK（下水処理タンク）の囲りには、1.5 m 間隔にいけがきや、同等のものを植樹すること。又、よう壁や、それらに類するものがある場合は、表面に 0.3 m 幅のつる性植物（CREEPER）を植樹すること。

以上ですが、申請時には、植樹の工事代金を P & R に前払いします。金額は P & R が計算します。約 10,000 m²で S\$1,500 位です。もし前払いしなかったとすると、この申請物件はいつまでも認可がおりないことになります。又、施工業者が植樹しなかった場合は、P & R が前払い金を使って植樹することになります。P & R は、工事が完全に終了し、植樹も完全に終了したのを見てから前払金を建主に返金します。

• U. R. A (URBAN REDEVELOPMENT AUTHORITY)

U. R. A は都市開発局で、現存する古い建物の土地等を有効に使い、効果的に再開発させ、土地の有効率を高めようとしています。又、U. R. A が直接経営管理しているものがあります。それは、シンガポール全部の駐車場です。御存知のように便利な COUPON PARKING SYSTEM があります。この制度は、1980年2月の創立以来、何回も工夫を重ねて、今日のような進歩的な制度になりました。しかし、その中には、反対する人

達や、迷惑と思う人が、数多くいるようです。シンガポールの今日では人件費も高くなり、経営者としてはしかたがないのかもしれませんが、又、この制度は、この国では一番いいのかもしれませんが。

U. R. A は全ての駐車場を管理していますので申請に対する全ての駐車場も審査することになります。ではその審査内容を話しましょう。

駐車台数は、使用内容によって床面積やユニットに分かれています。

(PROVISIONS OF CAR PARKS)

1. ホテル、オフィス、クラブ、デパート商店等、

床面積 100m^2 につき駐車場一台 ($2.5\text{m} \times 5\text{m}$)

2. 映画館、音楽会場等

10 席につき駐車場一台 ($2.5\text{m} \times 5\text{m}$)

3. アパート、売店等

1 ユニットにつき駐車場一台 ($2.5\text{m} \times 5\text{m}$)

4. 倉庫

床面積 600m^2 につきトラック用駐車場一台 ($3\text{m} \times 9\text{m}$)

5. 工場

床面積 250m^2 につき駐車場一台

床面積 1500m^2 につきトラック用駐車場一台

もし駐車場の台数が、不足の場合、次のように罰金を受けることになります。

A. CENTRAL AREA (中央商業地区) MAXWELL RD, COLLYER QUAY
の周辺 一台につき S\$20,000/-

B. THE REST OF CENTRAL AREA (その他の商業地区)

CANTONMENT RD, KIM SENG RD, 又は ORCHARD RD の周辺一台
につき S\$12,000/-

C. THE REST OF THE ISLAND OF SINGAPORE

(その他のシンガポール全地区) 一台につき S\$8,000/-

以上が U. R. A の基本的な審査内容です。

● P. U. B (PUBLIC UTILITIES BOARD)

P. U. B はシンガポールの公共事業局で、電気、水道、ガスを管理しています。今回は ELECTRICITY SUPPLY について話しましょう。

1972年11月21日に、当時では最大のロビンソン火事がありました。この火事は、まだ日系のデパートがシンガポールへ進出する前では、最大の手で最も有名だったロビンソンデパートの火災です。この火災で9人が死亡し、多数の負傷者を出しました。原因は建物の老朽化による漏電のため、と発表されました。しかし、実際のところは、電気配線が当時の申請ではそんなに厳しくなかったために、かなり安全性を欠いていたようです。

シンガポール消防局の統計によると、火災の原因は、ほとんど漏電によるもので、1981年は約1,173回、1982年半期は約348回もの漏電火災がありました。このようなことから、現在、P. U. Bでは、新しく申請される建物及び電気供給には、大変注意をして審査します。特に安全性については、かなり厳しく審査します。

P. U. B は、全国でただひとつしかなく、電気、水道、ガスの認可、供給は全て P. U. B が管理しています。

消費者の使用量により、電気の供給は、次の表の通りです。(表④参照)

又、P. U. B は次のように2種類の建物に供給します。

● 単独の消費者の場合

住宅、工場、倉庫等

● 多数の消費者の場合

高層アパート、商業施設、高層工場等

電気の使用量が、75KVA 以下であれば、直接、本管からの引込が可能です。75KVA 以上となりますと、場所や状況によっては、SUB-STATION (変電室)を設置します。これは、電気の機械類を除き、全て消費者の負担となります。

電気の供給を受けるために、消費者は、SUB-STATION を、その3ヶ月前に P. U. B に渡さなければなりません。つまり P. U. B の配管工事、

及び機械類の設置が、3ヶ月間要するからです。しかし、消費者に対して機械類の工事負担はありませんが、その代わり、P. U. Bに対して5年間の最低使用電気量（毎月の最低料金×5年間）を保証します。変電室から消費者の電源室までの引込配管工事は当然、消費者の負担となります。

SUB-STATION の種類や平面プランは全て、P. U. B の指導によります。建物の種類は、次の通りです。

		間口	奥行
(a) RING MAIN	建屋	8 m ×	5.5 m
(b) 6.6KV/LV	"	13.6 m×	7 m
(c) 22KV/LV	"	13.6 m×	7 m
(d) 22KV/6.6KV	"	28 m×	18 m

消費者が、P. U. B から供給を受けるために、変電所に対し次の事を注意しなければなりません。

- 1) 供給を受ける3ヶ月以上前に、P. U. B に渡すこと。
- 2) P. U. B の TAKEOVER の条件は、搬入路の完了と、機械搬入を妨げないこと。申請図通りに建物を完成すること。
- 3) FENCING, 又は、外部に電気室危険の赤字サインボードを四カ国語（英語、中国語、マレー語、タミール語）で設置すること。
- 4) P.U.B の SENIOR ENGINEER へ JOINT SITE INSPECTION FOR HANDOVER を一週間前に通知すること。

以上のように申請に関して記してきましたが、これらはほとんど、第一段階申請の PLANNING APPROVAL STAGE の部分であります。シンガポールでは次の通り四段階に分けてあります。

第一. PLANNING APPROVAL STAGE

第二. BUILDING PLAN APPROVAL STAGE

第三. NOTICE OF COMMENCEMENT STAGE

第四. BUILDING COMPLETION STAGE

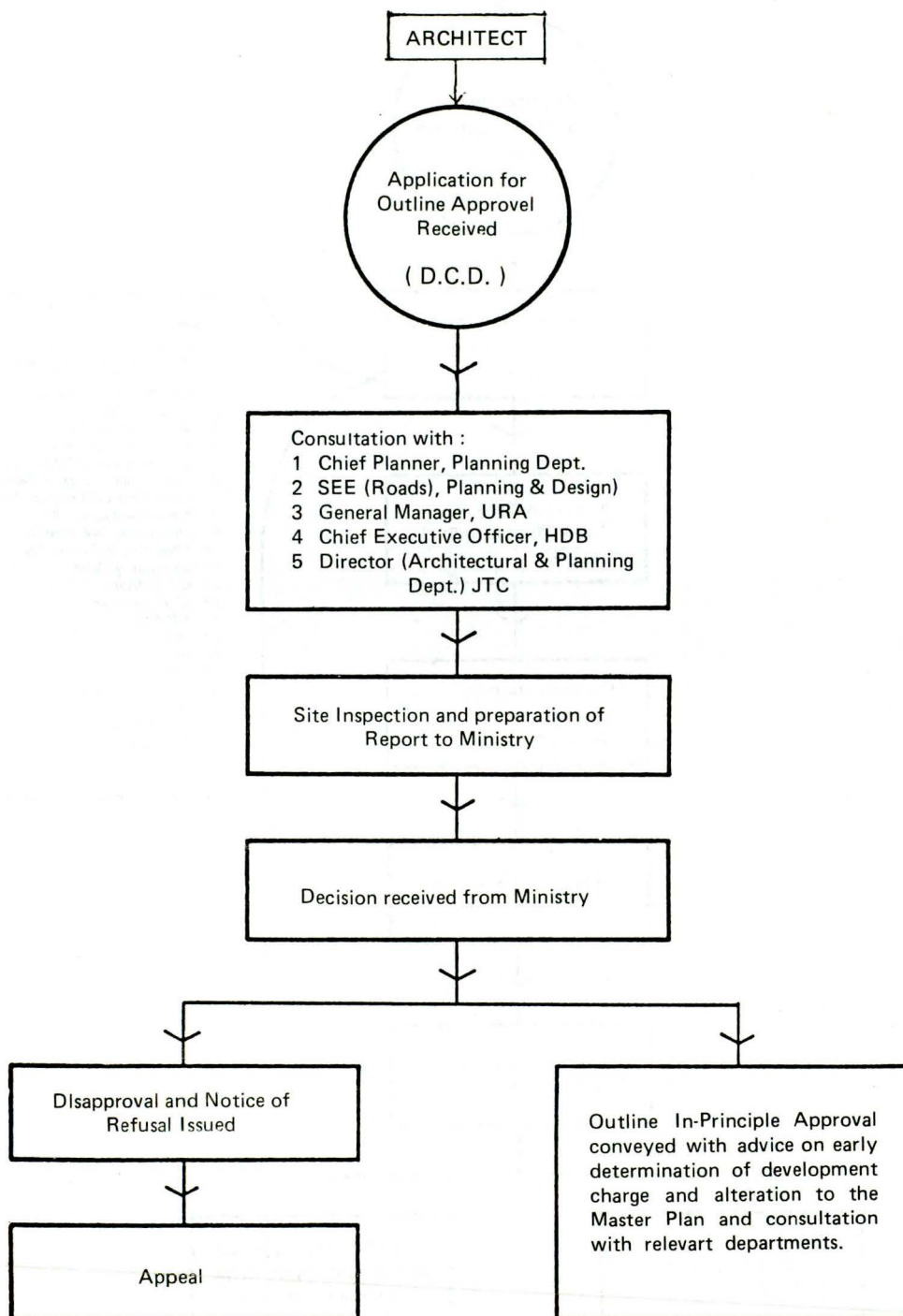
最後に、建物を設計すると、ひと口でいっても、いろいろな要素が含まれていて、大変なことです。建主にとっては、生涯に一度の経験となるのが普通でしょう。建主は十分の注意をはらって登録されている経験豊かな

専門家に、直接に依頼することが、最善と思われます。なぜ、直接なのか
といえは、もし間に第三者（仲介者、業者）が入りますと、始めにのべた
ように、綿密な計画や、詳細を明確にすることが出来ず、最終的に
は建主へ、利益や時間の損失となるからです。

これから新しく建主になる方、計画されている方へ、これらのことが、
良いアドバイスとなれば、幸いと存じます。

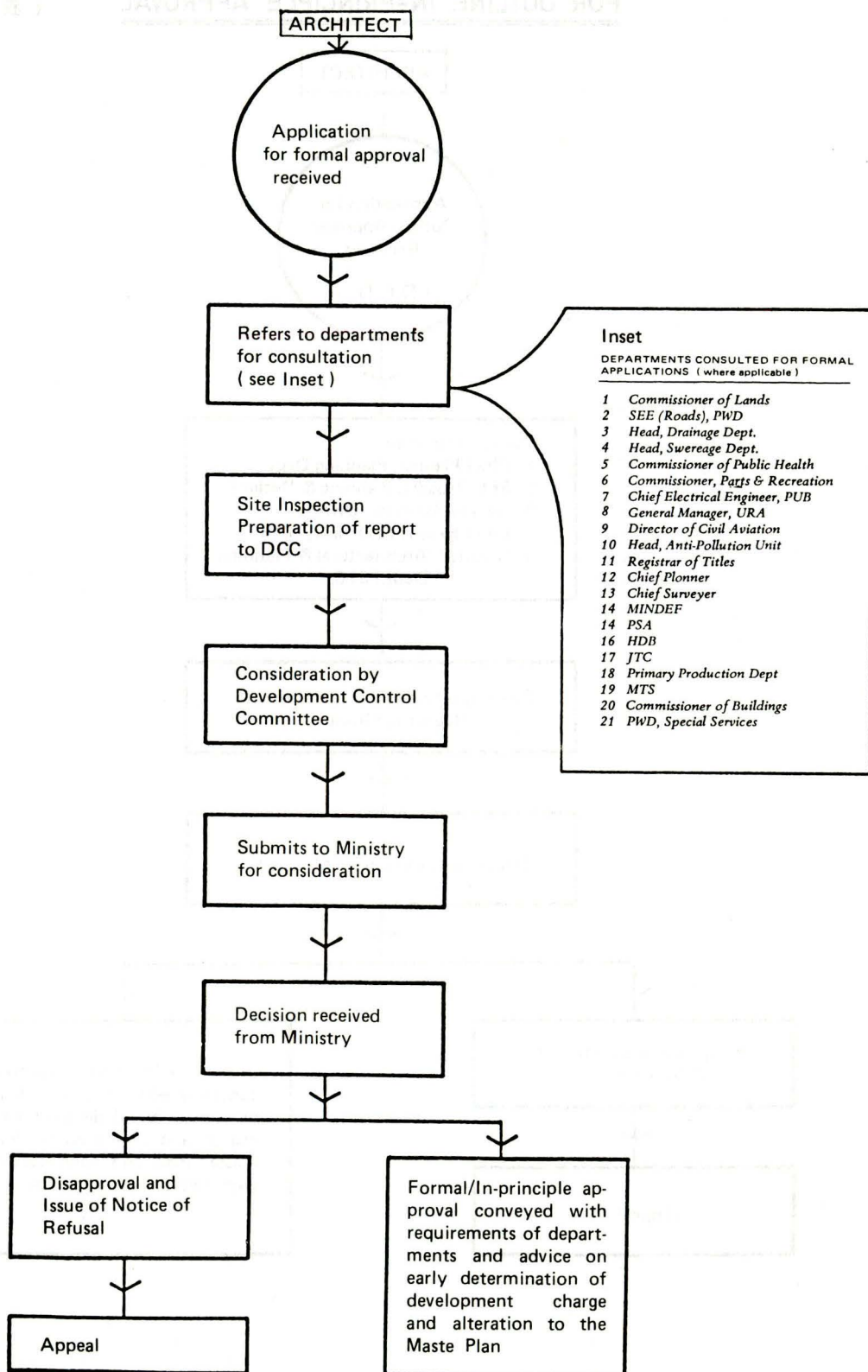


FLOW CHART FOR PROCESSING OUTLINE PLANNING APPLICATIONS
FOR OUTLINE IN-PRINCIPLE APPROVAL (表 1)

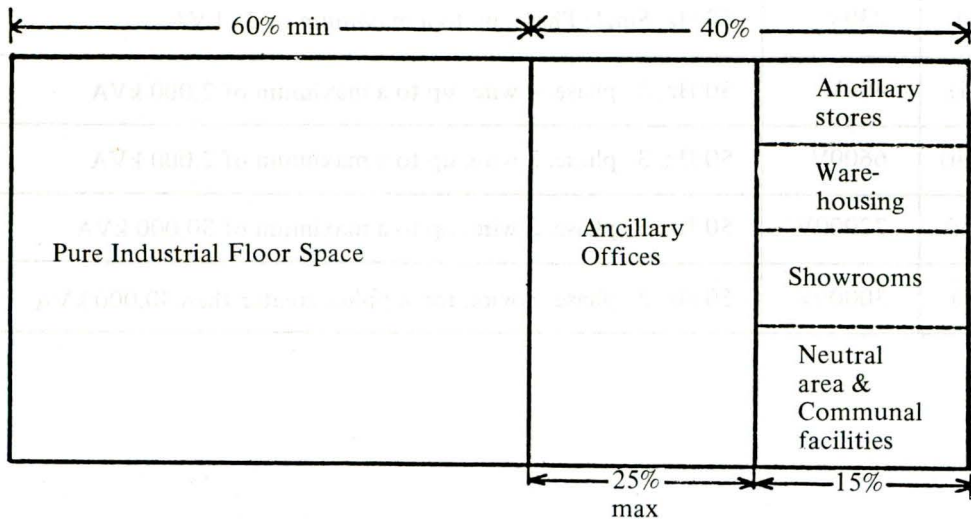


FLOW CHART OF PROCESSING FORMAL DEVELOPMENT APPLICATIONS

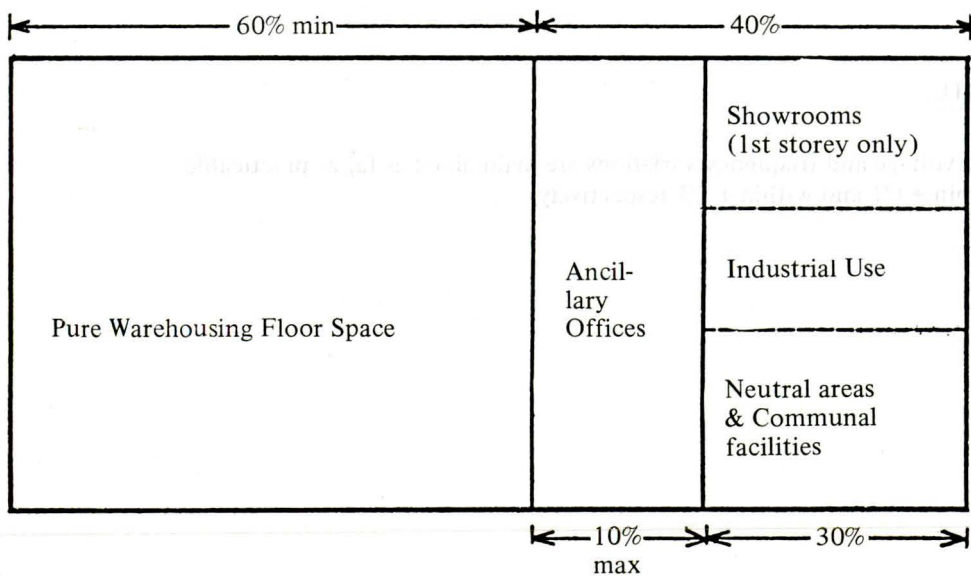
UP TO IN-PRINCIPLE APPROVAL/DISAPPROVAL (表 2)



INDUSTRIAL DEVELOPMENT QUANTUM (表 3)



WAREHOUSE DEVELOPMENT QUANTUM



(SUPPLY VOLTAGES & SUPPLY FREQUENCY) (表 4)

(a)

(i)	230V	50 Hz, Single Phase, up to a maximum of 25 kVA
(ii)	400V	50 Hz, 3-phase, 4 wire, up to a maximum of 2,000 kVA
(iii)	6600V	50 Hz, 3-phase, 3 wire, up to a maximum of 2,000 kVA
(iv)	22000V	50 Hz, 3-phase, 3 wire, up to a maximum of 30,000 kVA
(v)	30000V	50 Hz, 3-phase, 3 wire, for supplies greater than 30,000 kVA

(b) The rupturing capacities of switchgears for the various supply voltages are as follows:

(i)	66kV	31.5 kA	3 seconds
(ii)	22kV	25 kA	3 seconds
(iii)	6.6kV	20 kA	3 seconds
(iv)	400kV	36 kA	3 seconds

(not applicable to switchgear incorporating direct acting tripping device)

NOTE:

The voltage and frequency variations are maintained as far as practicable, within $\pm 6\%$ and within $\pm 1\%$ respectively.

会 員 紹 介

● HIBIYA ENGINEERING LTD

(日比谷総合設備(株))

所在地：151 Chin Swee Road #15-01
Manhattan House
Singapore 0316

電話：7338133 (3 Lines), 7337608

設立：1979年10月(登記、操業)

形態：支店

代表：金沢政好(シンガポール営業所長)
MR. M. Kanazawa (General Manager)

従業員：13名、日本からの派遣社員5名

事業内容：空気調和設備、電気設備、衛生設備、防災設備等の各工事いわゆる建設設備全般。

(会社の特色)

事業内容の通り、各種設備、全般に対応のできる総合的な施工技術力を持っている点が弊社の特徴です。将来の抱負としては“建設激戦地”シンガポールでの利益確保、これあるのみです。

● NIPPON KOKAN LIGHT STEEL K. K.

(日本鋼管ライトスチル(株))

所在地：UIC Building, 5 Shenton Way #30-08, Singapore 0106

電話：2257005

設立：1983年3月(登記)、1983年4月(操業)

形態：駐在事務所

代表：八木達也(主席駐在員)
MR. T. Yagi (Representative)

従業員：日本からの派遣社員1名

事業内容：ガードレール・デッキプレート・コルゲートパイプ軽量鋼矢板
・ライナープレート・軽量形鋼
シンガポール・インドネシア・マレーシア・タイの市場調査。

• KUBOTA LTD

(久保田鉄工株式会社)

所在地：79 Robinson Road #20-06, CPF Building, Singapore 0106

電話：2241919

設立：1983年1月（登記、操業）

形態：駐在員事務所

代表：石井直樹（所長）
MR. N. Ishii (General Manager)

従業員：2名、日本からの派遣社員1名

事業内容：1. パイプ類（铸铁管、鋼管、VP管、铸鋼管）の製造・販売。
2. 産業用機械、農業用機械の製造・販売。
3. 铸件製品及び住宅関連製品の製造・販売。
4. 環境装置及びエンジニアリング

• JAPAN LINE LTD

(ジャパンライン株式会社)

所在地：c/o The Malay States Shipping Co Pte Ltd
79 Robinson Road #26-00, CPF Building, Singapore 0106

電話：2240068, 2203266

設立：1982年2月（登記）

形態：駐在員事務所

代表：長谷川篤（主席駐在員）
MR. A. Hasegawa (Representative)

従業員：2名、日本からの派遣社員1名

事業内容：海運業

● NIPPON METAL INDUSTRY CO LTD

(日本金属工業株式会社)

所在地：10 Anson Road #27-12, International Plaza, Singapore 0207

電話：2255211/2

設立：1983年4月（登記）

形態：駐在員事務所

代表：深沢彰彦（所長）

MR. A. Fukazawa (Area Representative)

従業員：2名、日本からの派遣員1名

事業内容：ステンレス鋼他の販売促進の為の市場調査、技術サービス等
（会社の特色）

日本に於けるステンレス鋼のパイオニア・メーカーとしての誇りと責任
をもって事に当る。

● JAPAN GREEN HOSPITAL (PTE) LTD

(ジャパン・グリーン・ホスピタル)

所在地：400 Orchard Road #20-06, Orchard Towers, Singapore 0923

電話：7348871

設立：1982年6月（登記）1983年6月（操業）

形態：合 弁

代表：野崎勝己（代表取締役）

MR. M. Nozaki (Managing Director)

従業員：16名、日本からの派遣員5名

事業内容：歯科・内科・外科・小児科・健康診断（メディカル・チェック）
産婦人科（1984年開設予定）等の診療及び検診、啓蒙活動。

（会社の特徴）

在留邦人の皆さんの海外生活の中の病気による不安の解消にまづ努力を
したいと考えています。将来は150床の病院を設立し、日本医療と日本
医療機器の普及に努力することによりシンガポール政府の政策（Medical
Centre in the Regional）の一翼を担いたいと念じています。

理事会の動き

第168回 1983年7月19日(火) 午後3時～

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1) 各理事の担当部門について

別紙1の通り承認された

(2) 監事・オブザーバーの選任について

別紙1の通り選任された

(3) 顧問の選任について

別紙1の通り選任された

(4) 政府等機関への代表者派遣について

別紙2の通り承認された

(5) NPCへの提案事項について

生産性・福利厚生・教育訓練各委員会の審議の結果、NPCに対し、基礎教育の充実とWORKING ATTITUDEの改善に関して提案することになり、これを諮ったところ異議なく承認された。

(6) 赤十字主催 CYCLETHONについて

CYCLETHONへの寄付及び参加については個々人の判断に委ねることになった。

(7) 独立記念日の新聞広告掲載について

南洋・星洲聯合早報より本所に対しNATIONAL DAYの広告掲載依頼があり、これを諮ったところ例年通り広告掲載に応じることとなった。

(8) NPB/PHP SEMINAR に関する協力依頼について

NPBのNPB/PHP SEMINAR 開催の協力要請については応じることとし、NPBからの会員への案内に際し、同セミナーへの参加協力に関する本所の依頼状を添えてることとなった。

(9) AIESEC (国際経済商学学生協会) からの協力依頼について

同志社大学生及びシンガポール大学生計40名が9月1日、当地で日星経済関係に関する会議を開催するに当り、本所に対して会議室の借用等の協力依頼があり、審議の結果、AIESECに協力することとなった。

3. 報告事項

(1) 総会・部会・委員会等開催報告

① 総 会

6月24日(金) 1983年度年次総会

② 臨時理事会

6月24日(金)

③ 委 員 会

6月16日(木) 経営研究委員会

7月1日(金) "

7月6日(水) 生産性・福利厚生・教育訓練合同委員会

7月8日(金) 生産性委員会

" 福利厚生委員会

" 教育訓練委員会

7月18日(月) 生産性・福利厚生・教育訓練合同委員会

7月15日(金) 広報委員会

④ 懇談会等

6月28日(火) 正副会頭会議

7月11日(月) 運営担当理事会議

6月17日(金) 在星日系4機関連絡会議

6月27日(月) 元在日留学生の採用に関する意見交換会

⑤ 来星ミッション

- 6月15日(火) 名古屋家具卸商業協同組合一行
6月29日(水) 関西情報センター研究チーム一行
7月4日(月) 大分県シンガポール経済・観光視察団

(2) SFCCIとの夕食懇談会について

7月22日午後7時30分よりSFCCI役員とのDINNER GET-TOGETHERが開催されるので、理事各位は是非出席頂くよう事務局より重ねて要請した。

4. 入・退会

高橋組織担当理事並びに各部会担当理事の意見にもとづき、事務局より下記の入会を報告したところ、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入会：法人（3件）

- ** JAPAN GREEN HOSPITAL (PTE) LTD. ----- “B”
** NIPPON METAL INDUSTRY CO., LTD. ----- “B”
** JAPAN LINE, LTD. S'PORE REPRESENTATIVE OFFICE. --- “B”

(2) 退会なし

5. 会計報告

吉永財務委員のレポートにもとづき、事務局より1983年6月分の会計報告を行ない、異議なく承認された。

6. その他

日本大使館の片山一等書記官より 最近 EMPLOYMENT PASS の発給審査が厳しくなっている旨報告があり、併せて次のようなガイドラインに沿って審査が行われている模様であるとの説明があった。

- ① GOOD QUALIFICATION 一応大学卒以上
② ENOUGH EXPERIENCE 最低5～8年の経験

なお、詳細は8月号月報に掲載の予定です。

1983年第1四半期のシンガポール経済動向

—シンガポール経済の動き—

世界経済の回復はなお停滞中であり、今年シンガポール第1四半期の国内総生産（GDP）は5.1%にとどまった。この成長率は諸外国に比べて極めて良い成績であった。

第1四半期の経済成長に対する有利な要因は建設部門が年率30%と高い成長率を示したのを始め、貿易が4%、金融・ビジネス・サービスが18%、運輸通信が8.2%と好調であった。これに対し不振であったのは製造業が10.7%のマイナス成長を始め、対外貿易（-4.6%）、外人観光客数が（-1.7%）となった。

製造部門では、印刷・出版を除く全ての主要工業の生産高が減少した。特に落ち込みの激しかったのは造修船業、リグ建造業、などであった。好調であった印刷・出版業にしても昨年と同じの5%成長率にとどまった。因みに昨年全体の製造業成長率は6%のマイナス成長であったので、今年第1四半期の成長率は10.7%マイナス成長に落込んだ。

一方、明るい材料では、インフレ率が年率0.5%と著しく低下、少なくとも今年いっぱい低いインフレ率が続くものと見られる。

生産性の伸びは全体で年率4.7%に成長し、昨年第1四半期の1.6%に比べ大きく上回った。

シンガポールの外国投資は世界的な経済不振にも拘らず依然として活発で、第1四半期における製造業に対する新規投資約束額は化学工業・電子工業を中心に6億5200万Sドルに達し、そのうち（69%）4億4900万Sドルが欧米からの投資約束額であり、現地の投資約束額は2億300万Sドル（31%）を占めた。

1. 生産

今年第1四半期の工業生産指数は前年同期比10.7%減、昨年第4四半期に比べ8.5%の減となって、これは産業経済の不振と季節的要因であった。

第1四半期の石油精製は前年同期比4.8%減とマイナス成長であった。ケロシン、ジェット燃料、モーター・ガソリン、ナフサ等の増産にも拘わらず燃料油減産の結果、昨年第4四半期に比べ4.6%に低下した。

電子関連機械は生産と需要減少の為、前年同期比1.6%低下し、電子部品、家庭電気等の減産により、昨年前期比9.7%減となった。

輸送機械は第1四半期は前年同期比18.8%低下して、オイル・リグ、造・修船業の不振で影響が大きい。

2. 貿易

シンガポール今年第1四半期の対外貿易は輸出入ともそれぞれ1.7%と6.8%減となった。第1四半期の累計では輸出が前年同期比1億7950万Sドル減、輸入が10億394万Sドル減となった。貿易赤字は前年同期の45億4560万Sドルから今年第1四半期の37億3100万Sドルに縮小している。隣国マレーシア向けの輸出が伸びているのに対し、輸入はやや減っている。

対日貿易は輸出2.5%減、輸入0.9%減、貿易不均衡はやや改善している。統計によると1～3月累計では対日輸出は10億5140万Sドル、輸入は25億6300万Sドル、貿易赤字は15億1160万Sドルとなった。

3. 金融

第1四半期のマネーサプライ(M1)は前年同期比12.7%増3月末のM1は前月末に比べ1200万Sドルのわずかな伸びにとどまった。これは主に旧正月後における銀行流通高の6600万Sドル減という季節的要因によるものであった。

銀行貸出金は順調に伸びて前年同期比16.3%増、銀行金利の低下にも拘らず銀行貸出残高は2月の6億4700万Sドル増に対して、3月には3

億 3400 万 S ドルに減少した。好調な建設部門向け貸出残高は 1 億 3000 万 S ドル増加したが他の主要部門向け銀行貸出は減少した。

第 1 四半期の非銀行顧客預金は前年同期比 18.3 % 伸び、2 月の 1 億 7300 万 S ドル減から 3 月には 6 億 4200 万 S ドルの大幅増加となった。政府並び法定機関の預金高が 1 億 1900 万 S ドル増、及びシンガポール居住者の預金残高も 4 億 5600 万 S ドルの急増となった。

4. 観 光

今年第 1 四半期の来星客は 68 万 6000 人で前年同期比 1.9 % 減と 1973 年以来初めてのマイナス成長を記録した。訪星者減少の主因としては、世界的なリセッションとともに昨年 11 月のインドネシアの出国税引上げによるインドネシアからの旅行者の減少が響いた。シンガポールはこれまで年間 10 ~ 12 % の訪星客の増加を予想してきたが、昨年は一昨年の 282 万 8899 人から 295 万 6690 人とわずか 4.5 % 増にとどまった。

5. 物 価

卸売物価指数は前年同期比 4.0 % 減、卸売物価は安定している。

消費者物価指数は前年同期比わずか 0.5 % 増にとどまった。3 月の消費者物価指数は前月比 0.2 % 低下した。昨年の 3 月に比べると 1.4 % の低下であった。

83 年 2 月の公的外貨準備高は 182 億 9670 万 S ドルに達し、前月末に比べ 3 億 4180 万 S ドル、昨年に比べ 24 億 3870 万 S ドル増加した。

事務局： M. Y. WONG

シンガポール主要経済指標

		マネーサプライ (M1)	銀行 貸出金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)			
	1981	7,242.1	25,229.1	20,007.9	11.83
	1982	8,156.8	29,442.9	23,408.7	9.33
	1982 I	7,321.9	25,636.7	19,952.5	10.40
	1982 II	7,329.5	26,735.2	19,758.8	10.71
	1982 III	7,414.2	27,380.1	20,696.5	10.33
	1982 IV	7,920.0	28,824.6	22,677.3	9.47
	1983 I	8,252.0	29,813.8	23,594.2	9.30
前年比	1981	18.1	24.9	24.8	-
	1982	12.6	16.7	17.0	-
前期比	1982 I	1.0	2.8	-1.1	-
	1982 II	0.2	2.7	0.2	-
	1982 III	1.2	3.6	8.4	-
	1982 IV	6.8	5.2	9.6	-
	1983 I	4.2	3.4	4.1	-
前年同期比	1982 I	13.6	22.3	14.4	-
	1982 II	11.8	18.8	10.5	-
	1982 III	17.3	13.8	17.7	-
	1982 IV	9.4	14.3	13.3	-
	1983 I	12.7	16.3	18.3	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械・機装
		1978=100			
	1981	141.8	118.4	172.6	200.9
	1982	133.0	121.5	153.2	178.5
	1982 I	132.8	121.7	140.0	196.0
	1982 II	138.3	121.0	162.4	180.8
	1982 III	134.8	121.7	158.2	175.4
	1982 IV	129.6	121.5	152.6	161.7
	1983 I	118.6	115.9	137.8	159.2
前年比	1981	9.6	17.2	5.1	26.5
	1982	-5.6	2.6	-11.2	-11.1
前期比	1982 I	-9.0	-3.0	-3.0	-14.5
	1982 II	4.1	-0.6	16.0	-7.8
	1982 III	-2.2	1.3	-2.4	-3.6
	1982 IV	-3.9	-0.2	-3.8	-7.3
	1983 I	-8.5	-4.6	-9.7	-1.5
前年同期比	1982 I	2.7	7.1	-14.6	15.5
	1982 II	-5.2	-0.6	-14.3	-5.2
	1982 III	-7.3	0.2	-10.1	-18.6
	1982 IV	-11.2	-3.1	-5.2	-29.4
	1983 I	-10.7	-4.8	-1.6	-18.8

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1981	58,248.0	44,290.8	10,957.4	4,487.6
	1982	60,244.6	44,472.8	10,791.0	4,843.9
	1982 I	15,320.1	10,774.6	2,586.3	1,078.1
	1982 II	14,980.1	11,736.7	2,789.2	1,279.5
	1982 III	14,933.5	10,869.9	2,743.3	1,316.8
	1982 IV	15,010.8	11,044.7	2,674.3	1,169.4
	1983 I	14,280.7	10,595.1	2,563.0	1,051.4
前年比	1981	13.5	6.8	19.6	34.4
	1982	3.4	0.4	-1.5	7.9
前期比	1982 I	6.0	-3.3	-1.9	-15.4
	1982 II	-2.2	8.9	7.9	18.7
	1982 III	-0.1	-7.4	-1.6	2.9
	1982 IV	0.5	1.6	-2.5	-11.2
	1983 I	-4.9	-4.1	-4.2	-10.1
前年 同期比	1982 I	9.3	-3.3	4.7	20.1
	1982 II	1.9	8.9	2.2	32.0
	1982 III	-0.8	-7.4	-3.0	-2.2
	1982 IV	3.9	-0.9	-8.1	-8.2
	1983 I	-6.8	-1.7	-0.9	-2.5
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1981	2,828.0	158.6	124.4	15,491.1
	1982	2,956.0	151.9	129.3	17,917.9
	1982 I	699.0	153.1	129.8	15,803.4
	1982 II	700.0	151.9	128.7	16,000.3
	1982 III	790.0	151.5	129.0	16,588.9
	1982 IV	762.0	151.2	129.8	17,620.1
	1983 I	686.0	196.9	130.4	-
前年比	1981	10.8	3.9	8.2	12.6
	1982	4.5	-4.2	3.9	15.7
前期比	1982 I	-6.5	-1.0	0.9	2.8
	1982 II	0.1	-0.8	-0.8	1.3
	1982 III	12.9	-0.3	0.2	3.7
	1982 IV	-3.5	-0.2	0.6	6.2
	1983 I	-10.0	-2.8	0.5	-
前年 同期比	1982 I	17.7	-4.5	9.3	9.7
	1982 II	17.3	-5.6	4.5	11.1
	1982 III	19.3	-4.5	1.4	7.9
	1982 IV	1.9	-2.0	0.9	11.5
	1983 I	-1.9	-4.0	0.5	-

7 - 8 月の主な経済記事

- 7 月 19 日 • 環境省汚染防止課と R O V はガソリンエンジン車の排出ガス規準の策定を検討している。当局は最近、当地の主要な自動車販売代理商と会談し、排出ガス規制実施に関して話し合った。消息筋によると、会議における主要な問題点はどの国の排出ガス規準を採用するかと規制の実施時期の 2 点だったという。昨年末、シンガポールの自動車台数は 44 万台の大台を突破、うち 19 万台がガソリン車であった。シンガポールではここ数年来ガソリンの鉛含有率引き下げ措置や強制車両検査制度が実施され、自動車排出ガスによる大気汚染の防止がはかられている。

- 21 日 • 労働省発行の労働統計年鑑（1982 年）によると、1982 におけるシンガポールの職種別労働者 1 人当り平均基本月給は別表の通りである。

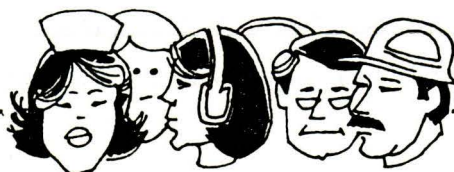
表に示された数字はボーナス、超過勤務手当、交通費、その他の手当を含んでいないので、例えばエアホステスの基本月給（388S ドル）が駐車場の女性係員の基本月給（480S ドル）より少ないといったアンバランスも出ているが、こうした要素を考慮すれば、シンガポール労働者の大まかな給与水準を知ることができよう。

また、同じ職種の中でも産業別による給与の開きが大きいことも考慮に入れなければならない。例えば、一般事務員（Clerk, General）（男性）の場合、全国平均の基本月給が 744 S ドルであるのに対し、ビジネスサービス部門の平均は約 780 S ドルと高く、商業部門のそれを約 120S ドル上回っている。またタイピストでは金融部門の平均基本月給 600S ドルに対し、製造業では 506 S ドルに

すぎない。概して、金融・保険・不動産・ビジネスサービス部門では他の業種に比べて高給が支払われているようだ。

“アッセンブラー”の場合、船用エンジン整備員(fitter)の平均基本給が590\$ドルであるのに対し、プラスチック製品組立工では346\$ドル、半導体を除く電子部品組立工では347\$ドルと大きな差がある。(別表はストレーツ・タイムズ紙よりコピー)

Average monthly basic wage per worker in selected occupations (all sectors),1982		
	MALE	FEMALE
Air Hostess	—	\$388.17
Assembler, Electrical Equipment/Component	—	\$387.38
Car Park Attendant	\$516.15	\$480.52
Carpenter, Construction	\$586.87	—
Clerk, General (Office)	\$744.49	\$580.14
Conductor, Bus	\$519.49	\$489.17
Driver, Bus	\$589.07	—
Electrician, General	\$687.00	—
Flight Steward	\$427.32	—
Gardener	\$481.24	—
Labourer, General	\$438.25	\$401.31
Mechanic, Motor Bus	\$586.36	—
Nurse, Professional (General)	—	\$1,153.65
Office Attendant	\$467.86	\$429.49
Policeman	\$627.74	—
Sales Personnel, Retail Trade	\$479.46	\$400.09
Stenographer Secretary	—	\$1,069.94
Street Sweeper and Cleaner	\$438.25	401.31
Supervisor and General Foreman, Construction Work	\$1,140.53	—
Teacher, Secondary Education	\$1,509.87	\$1,407.79
Teacher, University and Higher Education	\$3,971.15	\$3,210.96
Telephone Operator, Telephone Exchange	—	\$770.11
Typist	—	\$577.82
Watchman	\$434.19	—
Welder	\$643.73	—



21日 ●労働省、スポークスマンが19日明らかにしたところによると、同省は来月1日から建設現場の安全措置を怠る建設業者に対しては、その工事開始申請に際して、6カ月の臨時免許のみ認め、同期間内に建設物の外部に安全な作業台を装備するなど適当な安全措置を講じるよう義務づける。この6カ月間にも安全措置を講じなかった業者に対しては正式の工事免許を与えない方針という。労働省では、すべての建設現場安全管理責任者が毎日工事前に労働者と安全に関する短いミーティングを行なうよう求めるとともに、事故で工事停止を命じられた現場には、停止期間中に必ず全ての労働者に「建設現場安全講座」を受講させるよう命じている。

8月 3日 ●政府は雇用パスの発行に新しいガイドラインを定め、適当な資格・技能・経験を持たない外国人の雇用を厳しくチェックし始めている。

当局はこれまで、企業の外国人従業員採用に特に資格条件を明示せず、適材かどうかは雇用主の判断に任せてきた。このため、基本月給1000ドル以上で就職口を見つけられる者にはほとんど無条件に雇用パスが発給され、昨年の雇用パス発行は8000件にのぼり、それまでの4年間の年平均1000件から急激に増加した。こうした急増に対処するため、当局は雇用パス申請書の審査を強化することになったもので、すでに5月以来新ガイドラインのもとで申請を却下される者が続出している、という。

雇用パス発行に関する新ガイドラインには次のような規定が含まれている：－

- 実務経験のない学卒者の場合、一流または二流の上クラスの優等学位（honours degree）をもつ者、あるいは

は医師や歯科医など同等以上の資格を持つ者にかぎり歓迎される。

- より低い資格の学卒者や、認定職業資格をもち高度技能を有する工業及び建設業従業員の場合、5年以上の実務経験をもたなければならない。

- 高度技能を有する工業及び建設業従業員で認定職業資格をもたない者は、8年以上の実務経験をもたなければならない。

- 適当な高等教育資格をもたない外国人が販売や管理のようなホワイトカラー職につくことは認められない。

経済開発局（EDB）はすでに7月中旬に雇用主を集めて、新ガイドラインを説明しているという。通産省スポークスマンは「新ガイドラインはシンガポールの外国人受け入れ政策を後退させるものではなく、雇用パスの悪用を避けるための措置にすぎない。シンガポール経済の向上に貢献する有能な外国人には引き続き寛大に雇用パスが発行される」としている。

ストレーツ・タイムズ紙のインタビューに応じた雇用主のほとんどは当局が外国人雇用のガイドラインを明示したことに好感をもっている、と伝えられている。

同紙によると、ある人事マネジャーはこれにより雇用パス申請書の処理が加速されるだろうと期待し、銀行員組合のスポークスマンは「シンガポリアンでこなせるポストに外国人が起用されることもなくなるだろう」と歓迎している。

他方、広告業界筋は高等教育資格が強調されることで、クリエイティブな能力をもつ者の採用がむずかしくなるかもしれないと懸念、また、GEグループのスポークスマンはコンピューター専門家や電気・電子技術者の確保が困難

になるかもしれないと述べている。

さらに、Straits Steamship の人事部長は「シンガポールで入手できない専門知識をもつ外国人だけが歓迎され、地元の学卒者にとって昇進の機会が増えるだろう。しかし地元スタッフの組織的な訓練と開発が必要になって来よう」と見通しを述べている。



資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆ 民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10
☆ 公益事業法	S\$10
☆ シンガポールの経済事情 (1982 年 12 月)	S\$10
☆ JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$40
	(会 員) S\$20

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション	
(改訂版) (非会員)	S\$40
	(会 員) S\$20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
☆ シンガポールの租税	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
	(非会員) S\$70
法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
☆ 法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
法律第9号（共和国関税法改正）1976年	S\$ 5
☆金融業者法	S\$10
☆財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10
☆建築物規制法（1973年法律第59号）	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
☆1975年水質汚染規制及排水法	S\$10
☆1971年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
☆法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
☆法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
☆労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
☆法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿（1982年）	(会 員)	S\$10
	(非会員)	S\$20
月報（各月号）		S\$ 8
☆国際比較統計要覧		S\$ 5
☆シンガポール共和国における日系進出企業現況一覧		S\$20

編集後記

当月報を編集しています広報委員会の新陣容が下記の通り決定致しました。今後とも皆様方のお役に立つ記事を掲載していきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

担 当 理 事	吉村 晃氏	日本郵船	2227742
委 員 長	稲田 好美氏	時事通信	2244212
副 委 員 長	杉野 一夫氏	JOEA	2211410
委 員	東屋敷俊一氏	松下電器	4437744
	垣本 益男氏	O.D.S.長崎屋	7755522
	村山 俊郎氏	伊勢丹	7331111
	永井 柳雄氏	博報堂	7345451
	鈴木 正博氏	JETRO	2218174
	植木 公従氏	東京銀行	2208111
	内山 正明氏	渋沢倉庫	7341791
	斎藤 正一氏	日本国土開発	2205555
	池沢 秀幸氏	凸版印刷	2651811
	小林 閏一氏	伊藤忠商事	2202755
	土田 義治氏	村田製作所	2554233
オブザーバー	片山登喜男氏	日本大使館	2358855
事 務 局	西田 賢治		2210665

寄稿大歓迎いたしますので、上記へご連絡下さい。

さて、8月号の内容をご紹介します。

最近 EMPLOYMENT PASS の発給審査が厳しくなっている折から、その背景や申請上の留意点を中心に「外人労務者に対する政策—EMPLOYMENT PASS 発給審査厳しくなる」と題して、日本在外企業協会の辻氏にご執筆頂きました。

つぎに「ネイバーフッド・ポリス・ポスト—シンガポール版交番制度の発足」と題して、シンガポールが日本の交番制度を導入した背景、今後の

計画等を日本国大使館の若木氏にご執筆頂きました。

さらに「建築の申請 イン シンガポール」と題して、Mr. S. G. Chin にシンガポールでの建築申請に関する政府関係事項について、詳細にご説明頂きました。

今月号の担当は、村山（伊勢丹）、垣本（O.D.S.長崎屋）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY

M. C. (P) No. [REDACTED] 258 / 4 / 83

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.,
155, Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING , 79 ROBINSON ROAD , 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106